

○北海道大学大学院歯学院博士論文に係る評価基準

平成26年11月20日 教授会決定

1. 基本要件

- (1) 博士論文は、博士の学位を申請する者が北海道大学大学院ディプロマ・ポリシー及び歯学院ディプロマ・ポリシーが求める学力、能力、資質を備えていることを示す十分な学術的価値と高い独創性を有するものでなければならない。
- (2) 博士論文は、申請者自身の単著または共著の場合には筆頭著者（Equally contributed の場合も筆頭著者のみ）とし、本人および共著者以外の論文ないし研究発表の独自性やアイデアを侵害する箇所を含んではならない。
- (3) 博士論文は、著作権、肖像権その他の著者以外の権利を侵害してはならない。
- (4) 博士論文は、「北海道大学における科学者の行動規範」に則って適正に行われた研究に基づき作成されたものでなければならない。

2. 論文の構成

博士論文は、次の要件を満たす構成とする。

- (1) 論文の題目が適切であること。
- (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
- (3) 研究方法が記述されており、目的に沿った方法であること。
- (4) 結果が図表等を用いて適切に示されていること。
- (5) 考察が本人の研究結果と他の先行研究の知見に基づいて論じられ、目的に対応した結論が適切に導き出されていること。
- (6) 引用文献が適切に用いられていること。
- (7) 前項までの内容が、適切な章立てにより不足なく含まれていること。
- (8) 論文作成に使う言語が、その正しい文法および用法に従って用いられていること。
- (9) 各学問領域における専門用語を適切かつ正確に用いて記述されていること。
- (10) 生物医学雑誌への統一投稿規定 ICMJE Recommendations (Uniform Requirements for Manuscripts)等によく合致していること。

3. 博士論文の評価項目

博士論文の内容は以下のような項目において評価する。評価項目の重みや評価項目の追加については審査委員の合議によって決定される。

- (1) 研究者の義務および倫理規定に合致していること。
- (2) 専攻分野における学術的価値

学術的価値とは、未知の事象・事物の発見、新しい分析方法や理論の構築・展開、新しい学問的解釈や新たな概念の創出など、当該分野における学術研究の発展に貢献をなすものを指す。

- (3) 研究方法の妥当性

材料、実験動物、データ収集と解析、統計処理、使用機器等が適切であること。

- (4) 研究全体の科学的論理性

科学的証拠に基づいた論理の展開が行われていること。

(5) 研究内容の国際性

評価する具体的内容

- 1) 国際学会での発表
- 2) 国際的学術雑誌（英文）への掲載（予定）
- 3) 掲載（予定）雑誌の Impact factor
- 4) Citation Index

(6) その他、審査委員会が必要と認める項目

附 則

この基準は、平成26年11月20日から実施する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、令和4年9月15日から実施する。